障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領における留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第4条及び第5条に定める 留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例(第4条関係)

対応要領第4条第2項及び第3項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、 次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意する こと。

(以下、例示)

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に学修指導・研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例 (第5条関係)

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第5条第2項、第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合

理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、 次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

また、合理的配慮の提供は学生だけでなく、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般に参加する者すべてを対象とする。

以下、例示

物理的アクセシビリティへの配慮

(移動困難への支援)

- 車椅子利用学生等のために、キャスター上げ、段差に携帯スロープを渡すこと、ドアの開閉等の支援を行うこと
- 視覚障害のある学生等のために、必要に応じて歩行訓練や移動の支援を行うこと
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい 場所に変更すること
- 移動に困難のある学生等に配慮し、適切な場所に駐車場等を確保すること

(物理的環境へのアクセシビリティの保障)

- 図書館や体育施設、実験室、実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にクラスサポーター 等を配置すること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい学生等に対し、支援学生等を配置して作業 の補助を行うこと
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出 入口の付近に確保すること
- 易疲労状態の学生等に対し、休憩室や教室内に長いすを置いた臨時の休憩スペース などを確保すること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に対して適切な位置に席を確保すること

情報アクセシビリティ/コミュニケーションへの配慮

(情報アクセシビリティの保障)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、 パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて 電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 視覚障害のある学生等に対し、窓口での対応や事務手続きで用いる書面をデジタル

データ等、学生の要望に応じた適切なフォーマットで提供すること

- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕 を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長 したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること

(コミュニケーション支援)

- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験、または授業関係の試験・課題などの注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

障害特性に合わせたルール・慣行の柔軟な運用

- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 授業出席に介助者等が必要な場合には、介助者等が授業の受講生でなくとも入室を 認めること
- 学内の施設等において、必要に応じて介助者等の立ち入りを認めること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認める こと
- 教育実習等の実習授業において、障害の特性に応じて、十分な事前準備ができるよう個別に対応すること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングへッドフォンの着用を認めること

- 履修登録の際、抽選科目などにおいて、機能障害による制約を受けにくい授業を確 実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の 代筆による手続きを認めること